

表3-1：JVC「カムアン県農林複合プロジェクト」プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）

事業期間：1997年7月1日～2000年6月30日

対象地域：カムアン県の6郡（ターケー郡、マハーサイ郡、ヒーンブーン郡、セバンファイ郡、ニョマラート郡、ナカーイ郡）の25村

プロジェクトの要約	指標	指標データ入手手段	外部条件
<上位目標> (1) 地域の森林やその他の自然資源を、村人が保全し、持続可能な利用が行われるようになる。 (2) 持続可能な農業を通じて、村人の生活が安定、向上する。	(1) 対象村の森が、その広さ、生息する動植物などの点で豊かになる。 (2) 対象村やその周辺の村の農業生産が持続的に高まり、食料自給や所得の向上が実現される。（米不足の期間がなくなるか、短くなる）	(1) 森林調査？ (2) プロジェクトスタッフ及び村民からの聞き取り調査	ラオス国及びカムアン県の農林開発政策に変更がない。
<プロジェクト目標> 村人が自らの森を守り、持続的に管理・運営できるようになり、森林資源と共存した持続的農業を営めるようになる。また、男女の対等な社会参画が促進される。	(1) 外部者による違法／無許可の森林伐採や村人自身による無秩序／非持続的な森の利用がなくなる、ないしは減少する。 (2) 自然の摂理に即した農業の基本と技術を理解し、実践するようになる。 (3) 村の活動や会議への女性の積極的な参加が増え、リーダー的な女性が育つ。	(1) プロジェクトスタッフからの聞き取り調査 (2) プロジェクトスタッフ及び村民からの聞き取り調査 (3) プロジェクトスタッフ、ボランティア及び村民（女性を含む）からの聞き取り調査	
<成果> (1) 村人が森の状況を理解し、森を守り、持続的に利用する意識が高まる。 (2) 土地森林移譲の手続きに従って、共有林に対する村の管理・利用権が法的に確立し、村人自身が作った規則に従って持続的に管理・利用できるようになる。 (3) 土地森林移譲手続きによって、生産地の公平な分配が実現されるようになる。 (4) 村人が近代農法の功罪を理解し、持続的な農業のあり方に賛同して実践するようになる。 (5) 村人が慣習的に固定化された男女の役割を見直し、女性の社会参加が促進される。 (6) 関係行政機関が「村人主体の共有林作り」や自然農業、ジェンダー問題について理解を深め、独自に普及できるようになる。	(1) 村人が森の変化や異常に注意を払い、村の集まりなどで森についての話し合いが行われる。 (2) 7～10の村で土地森林移譲に基づいて村の共有林が確立し、村の実情に合った森の区分や森林管理・利用規則、森林委員会ができる。 (3) 土地森林移譲手続きによって、土地無し層・貧困層が生産地を獲得し、意味なく占拠している状態がなくなる。 (4) 対象村のボランティアが、化学肥料・農業をはじめとする外からの有害な投入に依存した農業に潜む問題や、自然農法の優れた点を理解し、堆肥作り、緑肥、マルチングなどの技術を習得して実践し、周りの村人にも普及するようになる。 (5) 対象各村に女性ボランティアが育ち、他の女性たちをリードする力をつけるとともに、村の男性が女性に意見を述べたり、研修を受ける機会を与えるようになる。森林管理委員会、自然農法実践委員会などに複数の女性が委員として参加する。 (6) 県や郡の関係スタッフが、村人主体の共有林作りや自然農法、ジェンダーなどの研修に参加し、説明・実施することが出来る。また行政機関における支援体制（スタッフ数、専門部署の新設、条例の制定等）が向上する。	(1) プロジェクトスタッフ、村民からの聞き取り調査 (2) 森林登記記録、規約等の調査 (3) 登記記録、村民からの聞き取り調査 (4) プロジェクトスタッフ、村民からの聞き取り調査、並びに畑地の視察調査 (5) 研修記録、プロジェクトスタッフ、ボランティア及び村民代表者（女性を含む）からの聞き取り調査 (6) プロジェクトスタッフ及び県・郡関係者からの聞き取り調査	
<活動> (1-1) 県・郡の行政官や他のNGOを対象に「村人主体の共有林作り」の研修を行う。 (2-1) 土地森林移譲手続き（村・森の境界線を明確にし、管理利用規則・委員会を設け、政府が村の管理利用権を保証するまでの一連の手続き）を支援する。 (2-2) 確立された共有林の管理運営・利用の改善を行う。 (2-3) 政府の土地森林政策、大規模開発事業のモニタリングを行う。 (4-1) 持続可能な農業（自然農法）の実践を支援する。 (4-2) 県・郡関係者、ボランティア及び村人を対象に自然農法普及のための研修を実施する。 (4-3) 自然農法研修のための教材の開発及び作成を行う。 (4-4) 伝統農法・地縁技術についての情報収集・記録を行う。 (4-5) 他のNGOとのネットワークングを行う。 (5-1) 米銀行、織物回転資金のモニタリングを行う。 (5-2) 村レベルでジェンダー研修を行う。 (5-3) 草の根無償資金協力によるジェンダー研修センター建設のための支援を行う。 (6-1) 県・郡の行政官のファシリテーターとしての能力向上のために研修を行う。	<投入> 日本側 (1) 専門家派遣 (1-1) 日本人専門家：プロジェクト・リーダー (1-2) ローカル・スタッフ：森林、農村開発、WID (2) 研修費 (3) 研修用教材作成費 (4) モニタリング等の調査費 (5) 現地業務費（車両、通信、事務所維持費等） (6) 渡航費 計 3,500万円（3年間）	ラオス側 (1) C/P (1-1) カムアン県農林局スタッフ (1-2) カムアン県女性同盟スタッフ (2) プロジェクト実施に係る経費 (3) 土地、建物、その他プロジェクトに必要な物資等	(1) プロジェクトに適したC/Pが配置され、かつ期間中の担当者の移動がないこと (2) ボランティアが継続的にプロジェクトに協力すること。 <前提条件> 村民及び関係行政機関がプロジェクトに協力的である。